

太田川ダムだより

発行：静岡県太田川ダム建設事務所

平成14年3月 創刊号



創刊号の内容

ダム本体の発注

平成14年度予算

ダム計画の見直し

県西部地域の水道用水と太田川ダム

▲ダム本体建設予定地（平成13年11月29日撮影）

創刊にあたって

静岡県太田川ダム建設事務所長 永田 勇

太田川ダム建設工事は、平成二年度に工事用道路に着手して以来、早いもので十余年が過ぎようとしています。現在まで事業を進めることができましたのは、地権者・漁協のみなさまはもとより、地域住民・関係者の方々のご理解とご協力の賜と感謝しております。

現在、ダムサイト周辺では、付替県道工事等が、着実に進められております。ダム建設では、ダム本体工事や県道付替工事といったハード面の整備から、流域の自然に配慮した環境対策といったソフト面の整備まで、なすべきことが多岐にわたっております。今までも多くの工事や調査などを実施してきましたが、来年度からのダム本体着工後も、ハード、ソフト両面から環境対策を実施し、工事を進めていく予定です。

今回ご紹介する内容は、「ダム本体の発注」、「平成14年度予算」、「ダム計画の見直し」、「県西部地域の水道用水と太田川ダム」の四つです。

これから、太田川ダムが完成してみなさまのお役に立つようになるまで、このダムがどのように造られていくのか。この『太田川ダムだより』を通じて、ホットなニュースをお届けし、もともと太田川ダムについて知っていただきたいと思っています。また、みなさまからも、是非ご意見をいただき、事業の推進に活かしていきたいと考えます。

太田川ダムは、生活に密着した地域の財産となるはず。我が子の成長を見守るように、完成していく姿を見守っていただき、太田川ダムが地域に愛されるダムとなることを願ってやみません。

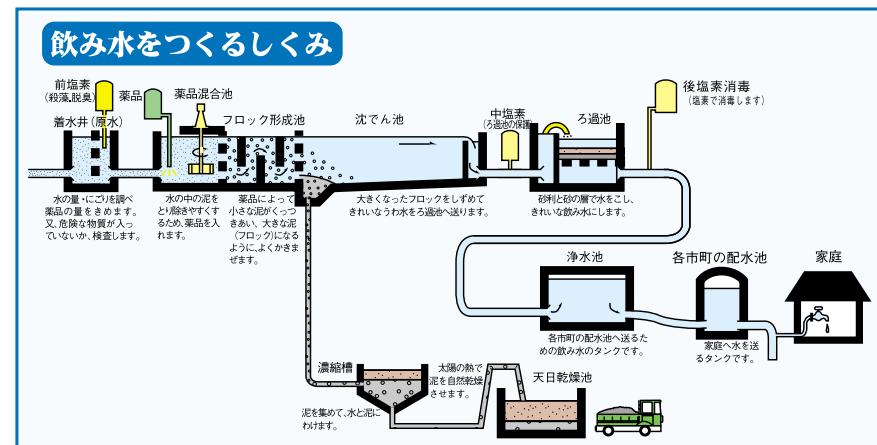
川から取水します。

ダムから放流された水を川から取水する場所を取水場といい、太田川の取水場は森町円田に造ります。ここは静岡県が環境基準で水道水として利用できる「A 類型」に指定していますので流域内の事業所排水等の監視や指導を行っている地域であり、将来においても安全性が確保されています。

原水を浄水します。

取水された川の水は浄水場で水処理（水の汚れを取る作業）をします。遠州広域水道では寺谷浄水場、於呂浄水場、都田浄水場の3箇所の浄水場で浄水処理をしていますが、太田川で取水する原水は、磐田市の寺谷浄水場へ送られ浄水処理する計画です。

浄水場の沈殿池などの浄水処理する過程で汚れの中に含まれる様々な成分は除去され、雑菌類を死滅させるために塩素消毒します。



もちろん水質のチェックをしています。

安全な水をつくることを「水道法」で定められていますので、各浄水場では水質を確認（水質検査）しています。検査項目は次のことを行っています。

水道法に基づく水質基準	46 項目
水質基準を補完する項目	48 項目
農業に係る水道水の水質目標項目	26 項目

安全な水を市町村に送ります。

浄水した水道水は浄水場から市町村の水道施設に送られ各家庭に配水されます。水道法に定められた水質基準に適合した水質を確認していますので、安心してお飲みいただけます。

内容についてご質問等ございましたら……

太田川ダム建設事務所
〒437-0215 静岡県周智郡森町森1582-1
TEL：0538 (85) 2025 FAX：0538 (85) 0885
<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki/ootagawa1/index.html>

企業局中遠事務所
〒438-0006 静岡県磐田市寺谷2258
TEL：0538 (38) 1271 FAX：0538 (38) 1275

企業局西遠事務所
〒433-8112 静岡県浜松市初生町997-1
TEL：053 (436) 2601 FAX：053 (436) 1147

